

三重大学教育学部附属教育実践総合センター 運営委員会内規

(平成11年4月1日制定)

(趣 旨)

第一条 この内規は、三重大学教育学部附属教育実践総合センター規程第十条第二項の規定に基づき、三重大学教育学部附属教育実践総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの運営の基本方針に関すること。
- 二 センターの人事に関すること。
- 三 センターの予算に関すること。
- 四 その他必要な事項に関すること。

(組 織)

第三条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
 - 二 センターの専任教員
 - 三 学部から選出された教員 五名
 - 四 各附属学校から選出された教員 各一名
- 2 前項第三号及び第四号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会 議)

第五条 運営委員会は、委員の三分の二以上の出席により成立する。

- 2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第六条 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(雑 則)

第七条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 三重大学教育学部附属教育実践研究指導センター運営委員会内規（昭和六十二年五月二十一日制定）は、廃止する。